

徳島県警察



大規模災害発生時における交通規制について

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、想定をはるかに超える地震津波により、東北地方を中心として広い地域に甚大な被害をもたらしました。また、南海トラフ沿いで起きる巨大地震については、今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率が70%程度となっております。

このような地震等による大規模災害が発生した場合、次のような交通規制が実施されることがありますので、災害発生時の円滑な応急対策の実施にご協力をお願いします。

目次

- 1 大地震発生時における運転者としての心得
- 2 大地震発生後の交通規制
- 3 緊急交通路設定予定路線
- 4 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度について
- 5 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出の手続きについて
- 6 信号機電源付加装置の設置状況について



4 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度について

【緊急通行車両事前届出制度について】

緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書は、災害発生時に、その都度、届出に基づいて審査を行い、災害従事車両の確認がとれれば交付することになっていますが、災害に従事することが予想される公的機関等の車両(徳島県地域防災計画の「処理すべき事務又は業務の大綱に規定されている機関」)については、速やかに災害応急対策に従事できるよう事前届出制度により、事前申請ができることになっており、事前申請によって審査が終了したものについては、緊急通行車両等事前届出済証を交付しています。

災害発生時に、この緊急通行車両等事前届出済証を警察署(石井庁舎、板野庁舎、阿波庁舎、つる ぎ庁舎を含む。)、警察本部又は検問所に提示すれば、新たな審査をすることなく、即時に確認標章(緊 急通行車両の確認標章)及び緊急通行車両確認証明書を交付できることとなっています。

【規制除外車両事前届出制度について】

次の車両については規制除外車両として事前届出ができます。

- 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

規制除外車両の事前届出制度の趣旨等は緊急通行車両の事前届出制度の趣旨と同様です。なお、規制除外車両に対しては、規制除外車両事前届出済証を交付することとなります。

5 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出の手続

【緊急通行車両事前届出の手続き】

- 申請者
 - 災害応急対策に係る業務の実施について責任を有する者
- 〇 届出先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署(石井庁舎、板野庁舎、阿波庁舎、つるぎ庁舎を含む。)

〇 対象車両

徳島県地域防災計画の「処理すべき事務又は業務の大綱」に規定する機関が所有する車両若しくはこれら機関と契約し、常時これら機関の活動のため使用される車両又は、災害発生時に他の機関等から調達する車両であり、かつ、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策のために使用される車両

- ※ 自衛隊・米軍・外交官関係の車両で、特別の自動車番号標を有している車両は除きます。
- 申請書類
- ・ 緊急通行車両等事前届出書 {警察署(石井庁舎、板野庁舎、阿波庁舎、つるぎ庁舎を含む。)及び警察本部にあります。}
- 自動車検査証の写し

・ 輸送協定書又は災害応急対策に使用されるものであることの疎明資料 各2通

【規制除外車両事前届出の手続き】

○ 申請者

災害応急対策に係る業務の実施について責任を有する者

〇 届出先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署(石井庁舎、板野庁舎、阿波庁舎、つるぎ庁舎を含む。)

- 〇 対象車両
- 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- 申請書類
- ・ 規制除外車両事前届出書{警察署(石井庁舎、板野庁舎、阿波庁舎、つるぎ庁舎を含む。)及び 警察本部にあります。}
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両の場合 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両の場合 使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- ・ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)の場合 車両写真(ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの)
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両の場合 車両写真(ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの)
 - ※ 重機輸送用車両の写真は、重機を積載した状況のもの 各2通

【緊急通行車両の確認・証明手続き】

○ 申請者

災害応急対策に係る業務に従事する者

〇 届出先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署(石井庁舎、板野庁舎、阿波庁舎、つるぎ庁舎を含む。)

〇 対象車両

徳島県地域防災計画の「処理すべき事務又は業務の大綱」に規定する機関が所有する車両若しくはこれら機関と契約し、常時これら機関の活動のため使用される車両又は、災害発生時に他の機関等から調達する車両であり、かつ、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策のために使用される車両

※ 自衛隊・米軍・外交官関係の車両で、特別の自動車番号標を有している車両は除きます。

- 申請書類
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 輸送協定書又は災害応急対策に使用されるものであることの疎明資料

【規制除外車両の確認・証明手続き】

○ 申請者

災害応急対策に係る業務に従事する者

〇 届出先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署(石井庁舎、板野庁舎、阿波庁舎、つるぎ庁舎を含む。)

- 〇 対象車両
- 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ※ 災害発生後、時間経過による緊急交通路の交通量や交通状況等を踏まえ、緊急度等を考慮しつ つ、上記車両以外の車両についても規制除外車両として取り扱うことを検討します。

例えばタンクローリー、高速バス、霊柩車、一定の物資を輸送する大型貨物車等が考えられます。

- 申請書類
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 医師・歯科医師・医療機関等が使用する車両の場合 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両の場合 使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- ・ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)の場合 車両写真(ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの)
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両の場合 車両写真(ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの)
 - ※ 重機輸送用車両の写真は、重機を積載した状況のもの